

2022 年 6 月 30 日

日本公認会計士協会 御中

一般社団法人全国銀行協会

倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A」（非保証業務以外の項目）  
（公開草案）に対する意見について

今般、標記公開草案（2022 年 5 月 2 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関するQ&amp;A」(非保証業務以外の項目)(公開草案)に対する意見

| 項番 | 該当箇所                     | 項目・論点                          | コメント   |
|----|--------------------------|--------------------------------|--|
| 1  | セクション410 報酬              | 報酬関連情報の開示範囲                    | <p>R410.29項では「多くの法域において、監査業務の依頼人により、会計事務所等及びネットワーク・ファームに支払われた、及び支払われるべき、監査及び監査以外の業務に対する報酬の開示に関する要求事項が既に存在する」とあるなか、本邦では、現行法において、報酬情報に関する開示事項として、すでに会計事務所等およびネットワーク・ファームに対する監査および監査以外の業務に対する報酬の開示を求めていることから、現行法にもとづく開示により、R410.30項およびR410.31項への対応は不要であると整理し、Q&amp;Aにおいて明確にすることを要望する。</p> <p>上記対応が行われない場合、倫理規則と現行法の差分である、「非連結子会社と会計事務所等及びネットワーク・ファームの契約」や「監査業務の依頼人が重要ではないと判断した契約」等を含むすべての報酬情報について、監査業務の依頼人が開示しない場合に会計事務所等による開示が必要となることから、会計事務所等の実務負担が大幅に増加する可能性があり、その結果、監査業務の依頼人が負担する費用も増加する懸念がある。法定開示ではない情報の開示コストを、監査業務の依頼人が負担するかたちにならないように留意が必要であると考えられる。</p>   |
| 2  | セクション410 報酬<br>Q410-13-1 | 社会的影響度の高い事業体の監査業務における報酬関連情報の開示 | <p>「1」の内容の明確化が難しく、R410.30項およびR410.31項の開示を行う場合、基本的には会計事務所等が報酬関連情報全体の開示を行うことが適切とされているものの、監査役等との協議の結果、監査業務の依頼人が開示を行う場合は、有価証券報告書または事業報告において開示されることになると考えられると、Q410-13-1に規定されている。</p> <p>倫理規則は、基本的には会計事務所等の遵守すべき事項に関する規定であるため、監査業務の依頼人に過度な負担を強いることは避けるべきと考えられるが、もし会計事務所等が開示を行わないとした場合は、会計事務所等と監査役等との協議結果による開示である以上、監査業務の依頼人の有価証券報告書や事業報告ではなく、監査役の監査報告書で開示することが適切と考えられる。</p> <p>その場合、事業報告と有価証券報告書の報酬関連情報の開示範囲等に鑑みると、倫理規則との開示範囲がより近い有価証券報告書において開示するとした方が望ましいと考えられるが、監査役の監査報告書は、有価証券報告書では添付が求められていない。</p> <p>この点、金融庁の「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)論点整理(2021年11月)」において、有価証券報告書に監査役等による報告書を求めることなどを通じた財務報告に係るガバナンスに対する監査役等の責任の明確化について、中長期的に検討すべき課題とされていることから、この方向性が定まるまでは、Q410-13-1は保留とすることを要望する。</p> |